



(写真) Shutterstock “外国からの制裁・軍事介入を支持する個人・法人を罰するシモン・ボリバル法発効”

シモン・ボリバル法

株式会社ベネインベストメント
松浦 健太郎

米 国がベネズエラに経済制裁を科してから7年以上が経過した。制裁はベネズエラの基幹産業である石油セクターを中心に同国経済に深刻なダメージを与えた。

マドゥロ政権は、経済制裁を科すよう求めた野党勢力を批判。制裁支持者を罰することを目的としたシモン・ボリバル法を成立させた。

本稿では、実際のシモン・ボリバル法を確認し、その内容について詳しく確認してみたい。

シモン・ボリバル法 既に発行済み

11月29日 マドゥロ大統領は「ベネズエラを帝国主義者の妨害から守る解放者シモン・ボリバル組織法（シモン・ボリバル法）」に署名。同日付の特別官報で公布され、既に有効な法律となっている。

この法律は、反政府勢力の取り締まりを目的とした法律であり、今後のベネズエラの政治環境に大きな影響を与える法律になると思われる。

以下では、シモン・ボリバル法の重要点の要約を記載した上で、その後にシモン・ボリバル法の法律の簡訳を記載したい。なお、赤字部分が個人的に重要と思われる箇所となっている。

シモン・ポリバル法の適用対象者と罰則

最初にどのような行為がシモン・ポリバル法に抵触するのかを確認したい。

シモン・ポリバル法の適用対象行為は、第7条に以下の通り記載されている。

- (1) 制裁を支持・支援・発動を要請する行為
- (2) ベネズエラの公権力を認識せず、公権力を模倣するグループを公権力と認識する行為
- (3) 制裁を科そうとするグループやベネズエラ公権力を認識しないグループに協力する行為
- (4) ベネズエラ政府資産の差し押さえ・凍結等に協力し、直接・間接的に利益を得る行為
- (5) 軍事介入・サイバー攻撃などを支持・支援する行為。

また、上記に該当した人物に対する罰則は、第9条、第11条～第15条、第19条で定められており、概要は以下の通りである。

- (1) 公職選挙への出馬禁止
- (2) 25～30年の禁固刑（ベネズエラには死刑制度や終身刑はなく、最も重い処分は懲役30年、つまり最も重い罪に該当する）
- (3) 10万～100万ユーロの罰金
- (4) 裁判所の判断により最大60年間の政治参加禁止を科される可能性がある
- (5) 行政監督庁の判断により最大60年間、公務に就くことが禁止される可能性がある
- (6) ベネズエラ国内の所有資産の所有権取り消し

他、この法律の規定に反する行動をとった外国人は国外追放の対象となり、ベネズエラへの入国が禁止される。

メディアによる制裁支持記事の拡散を禁止

シモン・ポリバル法では、テレビ・ラジオ・印刷物・電子媒体・ウェブメディアなどベネズエラ国内で拡散される全てのメディアに対して、制裁あるいは外国の軍事介入、サイバー攻撃などを支持・促進・扇動するような記事の拡散を禁止している。

このために抵触したメディアは、以下の罰則を受ける（第21条）。

- (1) ベネズエラ国内での放送権取り消し
- (2) ベネズエラ国内での活動の禁止
- (3) 10万～100万ユーロの罰金

制裁促進者のブラックリスト作成

同法第22条では、制裁・軍事介入・サイバー攻撃などに加担したとされる個人・法人を登録するシステムを作ることが明記されている。つまり、制裁促進者のブラックリストを作ることが定められている。

このブラックリストに登録された個人・法人は以下の処分を受けることになる。

- (1) 予防的な資産凍結

- (2) 国家および国営組織との契約締結の禁止
- (3) 国家契約者登録 (RNC) の取り消し
- (4) 財輸出入の禁止
- (5) 動産・不動産・自動車・船舶・飛行機の売買禁止
- (6) 法人設立の禁止
- (7) 政府関連組織の活動への参加停止

シモン・ボリバル法所感

この法律の最も大きな問題は「マドゥロ政権を政府と認めず、公権力を模倣する組織を政府と認識すること」が犯罪に当たるという点ではないだろうか。

2025年1月10日に野党がゴンサレス政権を発足する可能性があるが、このゴンサレス政権に所属する人は犯罪者ということになる。

また、ゴンサレス政権をベネズエラ政府と認識した個人・法人およびゴンサレス政権から直接・間接的に利益を受けた個人・法人も処罰の対象になる。

仮に野党がゴンサレス政権の発足を宣言したとしても、同法の処分を恐れて、ゴンサレス政権を支持、あるいは協力することが困難になるとと思われる。

また、「制裁を支持する反政府勢力がベネズエラの公職選挙に出馬することが出来なくなった」という点も特筆に値する。

現在の野党の主流グループは、マリア・コリナ・マチャド氏（以下 MCM）率いる急進野党であり、彼らは基本的に米国政府の圧力強化によるマドゥロ政権の退陣を志向するグループである。

マドゥロ政権側の認識としては、シモン・ボリバル法に抵触しており、公職選挙に出馬することはできない。

2025年には地方選（市長選・州知事選（市議会・州議会選含む））および国会議員選が予定されているが、MCM氏を中心とする現在の野党主流グループが選挙に出馬できる可能性は限りなく低い。

もう1点、「マドゥロ政権はいつでも野党勢力を拘束することが出来る法的な根拠を持った」ということも特筆に値する。

マドゥロ政権側が、「あの人物は制裁を支持した」と認識すれば、その人物を逮捕し、禁固刑に処すことが出来ることになる。

本当にこの法律を適用し始めれば、政治的な迫害圧力が強まり、野党との対立が更に熾烈なものになることだろう。

なお、メディアについては、実際のところ制裁や軍事介入を支持・支援するような論調のメディアは、2017年～19年頃は存在したが、最近ではほとんど見たことはない。

新聞・ラジオ・テレビ・ウェブメディアに同法律が適用されるのは、少数のかなり野党に偏ったメディアになるのではないかと想像している。

ただし、ソーシャルメディアでは投稿が制御し切れない部分もあるので、マドゥロ政権と衝突が起きる可能性は十分に考えられそうだ。

「ベネズエラを帝国主義者の妨害から守る
解放者シモン・ポリバル組織法」

第1章
一般条項

第1条：目的 (Objetivo=大きな意味での目的)

この法律は、国家の安全保障・自国主権・独立性・領土保全・文化的な価値保全・国家のシンボルの保護・人権・平和に生きる権利と経済的な独立権に害を成す一方的な強制措置および類似の罰則的な制限措置を促進・誘発・支持・支援する外国人・個人・法人からベネズエラ国民を守ることを目的としている。

第2条：目的 (Finalidad=より細かい意味での目的)

第1項

国として放棄することが出来ない安全保障・自国主権・独立性・領土保全・文化的な価値保全・国家のシンボルの保護・人権・平和に生きる権利と経済的な独立権を守るためのメカニズムを構築するため。

第2項

平和に生きる権利など憲法およびベネズエラ国家がこれまで交わしてきた国際法で規定されたベネズエラ国民の完全な人権を保障するため。

第3項

調和のとれた開発、ベネズエラ国民の生活、国内外に存在する国家財の自由な管理に害をなす動きから国家経済を守るため。

第4項

国家に害を成す攻撃から国を安定させ、国民の人権を守るため、公権力に対して、有効かつ迅速な法的措置を執る手段を与えるため。

第5項

一方的な強制措置および類似の罰則的な制限措置の被害者を守るため。

第3条：原則と価値

この法律は、人権擁護・司法・平和・独立・自由・合法性・平等性・領土保全・国家主権・国家自決・責任の原則と価値に準じている。

第4条：国家秩序と解釈

この法律の規定内容は、国家秩序を守るためのものである。

適用に際して解釈に疑問が生じた場合は、憲法130条(ベネズエラ人の義務：ベネズエラ人は、祖国、その象徴および文化価値に敬意を払い擁護し、主権・国民性・領土保全・国家自決並びに国益を保護する義務を負う)で規定されている国家自決・平和に生きる権利を含むベネズエラ国民の人権擁護の観点から最も理に適う解釈を優先する。

第5条：祖国を守る義務

ベネズエラ憲法130条に違反し、国家の独立性・領土保全・国家自決に害を成し、ベネズエラ国民に対して一方的な強制措置および類似の罰則的な制限措置を行使・促進・誘発・支援・支持するようなあらゆる行為は憲法違反である。

第6条：人道に対する犯罪

ベネズエラに対する一方的な強制措置および類似の罰則的な制限措置は、一般市民全体に対する攻撃システムであり、人道に対する犯罪である。司法組織は、ベネズエラ司法圏内に置いて、関連の犯罪を調査し、裁き、罰する義務を負う。

第7条：放棄することが出来ない国家の権利・価値に害を成す行動

この法律の適用・解釈に関して、国家が放棄することが出来ない主権・独立性・国家自決・領土保全に危険を与える行動とは以下の通りである。

第1項

国家関係者および外国の協力を得て、ベネズエラに対する一方的な強制措置および類似の罰則的な制限措置の促進・要請・支持をする行為。

第2項

ベネズエラに存在する合法的な公権力を認めないこと。同様に、ベネズエラの公権力を模倣する組織・グループを認識し、その組織・グループの任命する下部組織を認識すること。

第3項

一方的な強制措置および類似の罰則的な制限措置を科そうとする、あるいはベネズエラの公権力を認識しない組織・公務員・外国政府に協力する行為。

第4項

一方的な強制措置および類似の罰則的な制限措置に対して直接的・間接的に加担し、ベネズエラが国内外に有する法人の経済的自由、商業活動、自由な投資を妨害する行動へ協力する行為。

第5項

外国司法圏内でベネズエラ政府資産の凍結・差し押さえ・没収などこの法律に該当する一方的な強制措置の行使に直接・間接的に参加し、利益を得る行為。

第6項

ベネズエラの国家主権・領土保全に害を成す、ベネズエラ国民への武力行使・軍事行動を促進・要請・支持する行為。これは国家・公権力・国営企業へのサイバー攻撃も含む。

第2章

保護的な措置

第8条：保護に関する義務

公権力・政府組織は各自の管轄において、一方的な強制措置および類似の罰則的な制限措置から主権・独立性・国家自決・領土保全・文化的な価値・国家の象徴・ベネズエラの利益・国民の権利を守るために、必要かつ適切な法的措置を講じる義務を負う。

第9条：資格欠損

以下の人物は公職選に出馬することはできない。

第1項

ベネズエラ国民および公権力に対して、一方的な強制措置および類似の罰則的な制限措置を促進・扇動・要請・誘発・支援・支持する人物。

第2項

ベネズエラが国内外に有する法人の経済的自由、商業活動、自由な投資を妨害する行動を含んだ一方的な強制措置および類似の罰則的な制限措置の行使に関連して、直接的・間接的に利益を享受した人物。

第3項

ベネズエラの国家主権・領土保全に害を成す、ベネズエラ国民への武力行使・軍事行動を促進・要請・支持する人物。これは国家・公権力・国営企業へのサイバー攻撃に加担した人物も含まれる。

第10条：立候補者の控訴

本法律による公職選への出馬を禁止された人物は控訴することが可能。

控訴した場合、最高裁の憲法法廷が適切なプロセスを経てこの控訴について判定を下す。

第11条：一方的な強制措置への参加

ベネズエラ国民および公権力および国の組織への一方的な強制措置および類似の罰則的な制限措置の行使を促進・要請・誘発・支援・支持した全ての人物には、25～30年の禁固刑を科す。同時にベネズエラ中央銀行が公表する為替レートを参照とした10万～100万ユーロに相当するボリバル建ての罰金を科す。

第12条：国家主権・領土保全に害を成す行為

ベネズエラ国民および公権力および国の組織に対する武力行使・軍事行動・サイバー攻撃を促進・要請・誘発・支援・支持した全ての人物には、25～30年の禁固刑を科す。同時にベネズエラ中央銀行が公表する為替レートを参照とした10万～100万ユーロに相当するボリバル建ての罰金を科す。

第13条：政治参加の不能

裁判官は、この法律に準じる罰則として最大60年間の政治参加の禁止措置を命じることができる。

第14条：外国人の追放

この法律の規定に反する行動をとった全ての外国人は追放措置の対象となる。同時に国家への入国が禁止される。

第15条：公務員になることの禁止

この法律に抵触する人物に対して、行政監督庁は、行政監督法の規定に基づき、その行為の重篤性に依りて最大60年間は公務員になることを禁止することが出来る。

通知は友好的あらゆるツールを用いて通知される。

この決定に対する反対は、行政監督庁に対しては通知を受け取ってから15日以内、最高裁の政治管理法廷に対しては通知を受け取ってから180日以内であれば可能。

第16条：不可謬性

この法律で定められた犯罪の捜査・罰則は、ベネズエラ憲法に準じて行われる。

第17条：別犯罪との不共有性

この法律で定められた犯罪の捜査・罰則のプロセスは、他の法律とは別で適用される。

第18条：適用されるプロセス

この法律で定められた犯罪の捜査・罰則のプロセスは、刑法規定に準じて行われる。

被告・被疑者が事情聴取に応じない場合は、自身の権利の行使を放棄したと自動的に認識され、プロセスが進行され、国家弁護人が代行する。

第19条：所有権の消滅

この法律で罰則を受ける行為は、組織犯罪・違法活動に該当し、組織犯罪・違法活動法に規定の基づき所有権消滅の対象となる。

第20条：社会的責任

この法律に抵触し、国家の価値と権利に害を成した人物は、刑事罰とは別に、本件に関連して発生した損害に対して民事的な責任を負う。

第21条：メッセージの流布

ラジオ・テレビなど公共に情報を拡散するサービスを行う事業者で、ベネズエラに害を成す一方的な強制措置および類似の罰則的な制限措置を宣伝・広告・促進する趣旨のメッセージを拡散した場合は、その放送権は取り消され、ベネズエラ中央銀行が公表する為替レートを参照として10万~100万ユーロに相当するボリバル建ての罰金を科す。

ソーシャルメディア、電子媒体・電子印刷物などを介して同様のメッセージを拡散した場合は、ベネズエラ中央銀行が公表する為替レートを参照として10万~100万ユーロに相当するボリバル建ての罰金を科す。デジタルプラットフォームの場合、同時にベネズエラ国内で活動する権利を取り消し、国内での活動を禁止する。

電子メディアサービス事業者へ罰金を科すプロセスは、メディア分野の法律に準じて「国家通信委員会(CONATEL)」が管轄する。印刷媒体サービス事業者への処分プロセスは当該分野を管轄する情報通信省が対応する。

第22条：予防的措置

この法律で規定された罰則を科すための手続きを開始するに当たり、行政は必要とされる予防的措置を講じることが出来る。

第23条：国家登録

ベネズエラが被る被害を抑えるため、この法律の規定に抵触するとされる国内外の個人・法人の全国的な登録を行う。

登録対象者には以下のような措置が講じられる。

- ・ 予防的な資産凍結
- ・ 当該者と国家および国営組織が契約を締結することの禁止
- ・ 国家契約者登録(RNC)の取り消し
- ・ 輸出入の禁止
- ・ 動産・不動産・自動車・船舶・飛行機の売買禁止
- ・ 法人設立の禁止
- ・ 政府関連組織の活動への参加停止

また、この登録に入った外国籍の個人・法人はベネズエラへの入国が禁止され、許可されたビザが取り消され、ビザ申請が拒絶される。同時に所有権の消滅対象となる。国内で発見された場合は移民法に基づき追放される対象となる。

取り消し規定

1. この法律に矛盾する全ての法律は取り消される。

最終規定

この法律はベネズエラ官報公布と同時に有効になる。

以上